

議案第35号

湯梨浜町介護保険条例の一部を改正する条例について

次のとおり、湯梨浜町介護保険条例の一部を改正することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定により、本議会の議決を求める。

令和6年3月4日 提出

湯梨浜町長 宮 脇 正 道

湯梨浜町介護保険条例の一部を改正する条例

湯梨浜町介護保険条例（平成16年湯梨浜町条例第133号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中項の表示に下線が引かれた項（以下「移動項」という。）に対応する同表の改正後の欄中項及び号の表示に下線が引かれた項及び号（以下「移動後項号」という。）が存在する場合には、当該移動項を当該移動後項号とし、移動後項号に対応する移動項が存在しない場合には、当該移動後項号（以下「追加項号」という。）を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（項の表示を除く。以下「改正部分」という。）を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（項及び号の表示、追加項号を除く。）に改める。

改正後	改正前
(保険料率)	(保険料率)
第5条 <u>令和6年度から令和8年度までの各年度</u> における保険料率は、次の各号に掲げる第1号被保険者の区分に応じそれぞれ当該各号に定める額とする。	第5条 <u>令和3年度から令和5年度までの各年度</u> における保険料率は、次の各号に掲げる第1号被保険者の区分に応じそれぞれ当該各号に定める額とする。
(1) 介護保険法施行令（平成10年政令第412号。以下「令」という。）第39条第1項第1号に掲げる者 <u>36,800円</u>	(1) 介護保険法施行令（平成10年政令第412号。以下「令」という。）第39条第1項第1号に掲げる者 <u>37,200円</u>
(2) 令第39条第1項第2号に掲げる者 <u>55,400円</u>	(2) 令第39条第1項第2号に掲げる者 <u>55,800円</u>
(3) 令第39条第1項第3号に掲げる者 <u>55,800円</u>	(3) 令第39条第1項第3号に掲げる者 <u>55,800円</u>
(4) 令第39条第1項第4号に掲げる者 <u>72,800円</u>	(4) 令第39条第1項第4号に掲げる者 <u>66,900円</u>
(5) 令第39条第1項第5号に掲げる者 <u>80,900円</u>	(5) 令第39条第1項第5号に掲げる者 <u>74,400円</u>
(6) 令第39条第1項第6号に掲げる者 <u>97,000円</u>	(6) 令第39条第1項第6号に掲げる者 <u>89,200円</u>
(7) 令第39条第1項第7号に掲げる者 <u>105,100円</u>	(7) 令第39条第1項第7号に掲げる者 <u>96,700円</u>
(8) 令第39条第1項第8号に掲げる者 <u>121,300円</u>	(8) 令第39条第1項第8号に掲げる者 <u>111,600円</u>
(9) 令第39条第1項第9号に掲げる者 <u>137,500円</u>	(9) 令第39条第1項第9号に掲げる者 <u>126,400円</u>
(10) 令第39条第1項第10号に掲げる者 <u>153,700円</u>	(10) 令第39条第1項第10号に掲げる者 <u>133,900円</u>
(11) <u>令第39条第1項第11号に掲げる者</u> <u>169,800円</u>	
(12) <u>令第39条第1項第12号に掲げる者</u> <u>186,000円</u>	
(13) <u>令第39条第1項第13号に掲げる者</u> <u>194,100円</u>	
(14) <u>次のいずれかに該当する者</u> <u>202,200円</u>	
ア <u>地方税法（昭和25年法律第226号）第292条第1項第13号に規定する合計所得金額</u> （以下「合計所得金額」という。）（租税特別措置法（昭和	

32年法律第26号) 第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項、第35条の2第1項、第35条の3第1項又は第36条の規定の適用がある場合には、当該合計所得金額から令第22条の2第2項に規定する特別控除額を控除して得た額とし、当該合計所得金額が零を下回る場合には、零とする。以下同じ。) が1,000万円未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの

イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの(令第39条第1項第1号イ((1)に係る部分を除く。)に該当するものを除く。)

(15) 前各号のいずれにも該当しない者 210,300円

- 2 令和6年度から令和8年度までの令第39条第1項第6号イの町の定める額は、120万円とする。
- 3 令和6年度から令和8年度までの令第39条第1項第7号イの町の定める額は、210万円とする。
- 4 令和6年度から令和8年度までの令第39条第1項第8号イの町の定める額は、320万円とする。
- 5 令和6年度から令和8年度までの令第39条第1項第9号イの町の定める額は、420万円とする。
- 6 令和6年度から令和8年度までの令第39条第1項第10号イの町の定める額は、520万円とする。
- 7 令和6年度から令和8年度までの令第39条第1項第11号イの町の定める額は、620万円とする。
- 8 令和6年度から令和8年度までの令第39条第1項第12号イの町の定める額は、720万円とする。
- 9 令和6年度から令和8年度までの令第39条第1項第13号イの町の定める額は、820万円とする。
- 10 第1項第1号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る令和6年度から令和8年度までの各年度における保険料率は、同号の規定にかかわらず、23,000円とする。
- 11 前項の規定は、第1項第2号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る令和6年度から令和8年度までの各年度における保険料率

- 2 令和3年度から令和5年度までの令第39条第1項第6号イの町の定める額は、120万円とする。
- 3 令和3年度から令和5年度までの令第39条第1項第7号イの町の定める額は、210万円とする。
- 4 令和3年度から令和5年度までの令第39条第1項第8号イの町の定める額は、320万円とする。
- 5 令和3年度から令和5年度までの令第39条第1項第9号イの町の定める額は、500万円とする。

- 6 第1項第1号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る令和3年度から令和5年度までの各年度における保険料率は、同号の規定にかかわらず、22,400円とする。
- 7 前項の規定は、第1項第2号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る令和3年度から令和5年度までの各年度における保険料率

<p>について準用する。この場合において、前項中「<u>23,000円</u>」とあるのは、「<u>39,200円</u>」と読み替えるものとする。</p> <p>12 <u>第10項</u>の規定は、第1項第3号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る<u>令和6年度から令和8年度までの各年度における保険料率について準用する。この場合において、<u>第10項中「23,000円」とあるのは、「55,400円」と読み替えるものとする。</u></u></p> <p>(賦課期日後において第1号被保険者の資格取得、喪失等があった場合)</p> <p>第7条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 保険料の賦課期日後に令第39条第1項第1号イ(同号に規定する老齢福祉年金の受給権を有するに至った者及び(1)に係る者を除く。)、ロ若しくはニ、第2号ロ、第3号ロ、第4号ロ、第5号ロ、第6号ロ、第7号ロ、第8号ロ、<u>第9号ロ、第10号ロ、第11号ロ、第12号ロ、第13号ロ又は第5条第1項第14号イ</u>に該当するに至った第1号被保険者に係る保険料の額は、当該該当するに至った日の属する月の前月まで月割りにより算定した当該第1号被保険者に係る保険料の額と当該該当するに至った日の属する月から令第39条第1項第1号から<u>第13号又は第5条第1項第14号</u>までのいずれかに規定する者として月割りにより算定した保険料の額の合算額とする。</p> <p>4 略</p>	<p>について準用する。この場合において、前項中「<u>22,400円</u>」とあるのは、「<u>37,200円</u>」と読み替えるものとする。</p> <p>8 <u>第6項</u>の規定は、第1項第3号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る<u>令和3年度から令和5年度までの各年度における保険料率について準用する。この場合において、<u>第6項中「22,400円」とあるのは、「52,100円」と読み替えるものとする。</u></u></p> <p>(賦課期日後において第1号被保険者の資格取得、喪失等があった場合)</p> <p>第7条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 保険料の賦課期日後に令第39条第1項第1号イ(同号に規定する老齢福祉年金の受給権を有するに至った者及び(1)に係る者を除く。)、ロ若しくはニ、第2号ロ、第3号ロ、第4号ロ、第5号ロ、第6号ロ、第7号ロ、第8号ロ<u>又は第9号ロ</u>に該当するに至った第1号被保険者に係る保険料の額は、当該該当するに至った日の属する月の前月まで月割りにより算定した当該第1号被保険者に係る保険料の額と当該該当するに至った日の属する月から令第39条第1項第1号から<u>第9号</u>までのいずれかに規定する者として月割りにより算定した保険料の額の合算額とする。</p> <p>4 略</p>
---	---

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の湯梨浜町介護保険条例第5条の規定は、令和6年度分の保険料から適用し、令和5年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例による。